

無人島漂流に関する史料

一能登国鳳至郡鹿磯村市之丞の鳥島漂流記録一

見瀬 和雄

一 史料の性格

近世における漂流譚は、実に多くの記録が残され、そこに収録された漂流の様子は、私たちの耳目を驚かしてやまない。中でも、『日本庶民生活史料集成』第五卷（三一書房、一九六八年）は代表的な漂流事件とそれに関連する諸史料の所在をも丁寧に挙げており、概観する上で有益である。

本稿で取り上げる能登国鳳至郡鹿磯村市之丞の鳥島漂流一件は、天明七年（一七八七）、鹿磯村市之丞が水主として乗り組んだ大坂北堀江亀次郎の沖船頭儀三郎の船が、奥州荒浜（福島県亘理町）へ幕府御城米の積請けに向かう途中、大吹崎沖で難風にあい、漂流したのち鳥島に漂着し、そこで他の漂流者と十年間生活したあと、総勢十四人で小型の船を拵え、寛政八年（一七九六）、同島を自力で脱出し、青ヶ島にたどり着いて保護され、翌寛政九年（一七九七）に帰郷したものである。

鹿磯村市之丞を含むこの十四人の漂流事件は、個々の漂流者がそれぞれにその記録を自己の郷里に持ち帰ったことから、その記録はかなり多く残されている。そして、それらの記録をもとに、小林郁氏が『鳥島漂着物語―18世紀庶民の無人島体験』（成山堂書店、二〇〇三年）を刊行され、これまでの様々な研究成果をふまえ、集大成された。ただこの書は、鹿磯村市之丞らが鳥島に漂流す

る以前に同島に漂着して生活していた土佐国赤岡浦水主長平を主体にしたものであり、それ以外の漂流者の動静については、十分に記されているわけではない。また、先の『日本庶民生活史料集成』（第五卷）に収録された「無人島漂流記」も、土佐赤岡浦水主長平を中心としたものである。

本稿で紹介する記録は、市之丞の出身地、能登国鳳至郡鹿磯村を支配する十村馬場村伊藤八左衛門が、市之丞の鳥島からの帰還に際して作成したもので、従来の諸史料には含まれない、市之丞の動きに即した史料が多く含まれる。

なお、吉村昭の小説『漂流』（新潮社）は、土佐赤岡浦長平を主人公として描いた作品である。また、佃和雄『能登・加賀漂流物語』（北國新聞社刊、一九九八年）は、『加能漂流譚』（石川県図書館協会刊、一九三八年）所収の諸史料をもとに記されたもので、鹿磯村市之丞の鳥島漂流についても取り上げている。

本稿で取り上げる、十村伊藤八左衛門作成の留帳も紹介しておられるが、本文の記述はこの留帳の内容を十分に反映してはいないように見受けられる。

この留帳に収載された文書の目録を掲げておこう。文書標題は、留帳の原題をそのまま表記した。

二 収録文書目録

1 御郡奉行神保縫殿右衛門殿・梅喜左衛門（寛政9）巳11月

殿々御紙面

神保縫殿右衛門↓走出元組才許馬場村八左衛門

2 奥郡番代大谷屋清蔵覚書 (寛政9) 已11月4日

奥郡番代清蔵

3 番代方清蔵方より書状 (寛政9) 11月4日

番代清蔵↓伊藤八左衛門

4 当分裁許馬場村八左衛門より御郡奉行所 (寛政9) 已11月7日

江指上申書付

走出村友右衛門元組才許馬場村八左衛門↓縫殿右衛門殿・梅喜左

衛門

5 鹿磯村役人書付 寛政9年11月7日

鹿磯村肝煎八左衛門・同村組合頭長太郎↓走出元組御才許馬場村

八左衛門

6 八丈島御役人中江指出申口書 寛政9已年8月

松平土佐守領分儀七船水主長平・大坂北堀江亀次郎舟沖船頭儀三

郎・水主久七・吉蔵・市之丞・長兵衛・清蔵・三之助・松兵衛・

由蔵・松平豊後守領分薩州志布志浦三右衛門沖船頭榮右衛門・水

主甚右衛門・八五郎・重次郎・菊池恒七・菊池佐内・菊池佐平次

・名主菊池秀右衛門↓八丈島御役人集中

7 御勘定御奉行所江指上申一札 寛政9已年10月17日

松平土佐守領分儀七船水主長平・大坂北堀江亀次郎舟沖船頭儀三

郎・水主久七・吉蔵・市之丞・長兵衛・清蔵・三之助・松兵衛・

由蔵・松平豊後守領分薩州志布志浦三右衛門沖船頭榮右衛門・水

主甚右衛門・八五郎・重次郎(奥書)深川相川町四郎右衛門代定

五郎・大河端町善三郎代平蔵・三河口太忠御代官所伊豆国附八丈

島年寄勘平・鉄砲州十軒町庄次郎代(空白ママ)

8 御国屋敷江指上申願書

①漂着の始末聞置願 寛政9已年10月23日

加州石川郡大野村長兵衛・能州ふきし郡鹿磯村市之丞↓御役

人中(奥書)廻船問屋村沢善三郎

②漂着始末に付口上書 (寛政9) 已10月23日

長兵衛・市之丞

③鹿磯村市之丞国元江指遣添状 (寛政9) 11月2日

佐藤八郎左衛門↓神保縫殿右衛門・梅喜左衛門

9 金沢表二而御郡御奉行所江御取立之口書

①鹿磯村市之丞漂着始末口書 (寛政9) 已11月20日

鳳至郡鹿磯村市之丞↓能州御郡御奉行所

②鹿磯村市之丞帰還途上二付申渡 (寛政9) 已11月22日

走出元組才許在金沢馬場村八左衛門↓鹿磯村肝煎八左衛門・

同村組合頭長太郎

三 史料解説

以上の九点十二通の文書の個々について、その内容を見ておこう。

まず1は、市之丞が鳥島から帰還し、江戸から金沢に送られることになり、江戸から能州郡奉行宛にその旨を知らせた通達と、それを受けて能州郡奉行神保縫殿右衛門が鹿磯村支配の十村馬場村八左衛門に出した通達である。

2は、鹿磯村市之丞が鳥島から帰還し、国元に帰る旨の江戸からの飛脚が能登口郡番代与四兵衛のもとに届き、その旨が与四兵衛から奥郡番代清蔵のもとに知らされたことについて、清蔵が記した覚書である。

3は、奥郡番代清蔵が、口郡番代与四兵衛から受けた江戸からの飛脚の内容について、十村馬場村八左衛門に報告したものである。

4 は、鳥島から帰還した鹿磯村市之丞が、実際に鹿磯村出身のものかどうかについての能州郡奉行からの下問に対して、十村馬場村八左衛門が調査した結果を能州郡奉行に知らせたものである。

5 は、その十村の調査に対して、鹿磯村肝煎・与頭が十村に出した報告である。市之丞は、国許に老母がおり、存命であれば会いたい、として、国許に帰ることを望んだが、ここでは、老母は既に亡くなり、妻と二人の女子が居ることを記している。

6 は、市之丞らが鳥島を自力で脱出し、青ヶ島で救助され、八丈島で同島の役人の取り調べを受けた際の口述筆記であり、この時帰還したものはすべてこの口述筆記を携えて行動したようである。したがって、これと同内容のものが、救助された水主たちの国許に残されており、それがこの一件についての史料の残存を多くしているのである。そして、この6に基づいて、種々の著作物が作成されたのである。

7 は、その後救助された一行が江戸に移送され、勘定奉行根岸肥前守鎮衛の取り調べを受けたときに、口述内容について請け合った請証文である。

8-1①は、この勘定奉行の取り調べのうち、加賀藩の江戸屋敷で取り調べが行われたが、その際市之丞らが身の振りについて藩に願ひ出た願書である。また8-1②は、その際市之丞らが藩に差し出した口上書である。8-1③は、江戸藩邸詰の佐藤八郎左衛門から能州郡奉行神保總殿右衛門に宛てた、市之丞江戸発足の通達である。

9-1①は、市之丞が金沢まで帰還し、金沢で能州郡奉行の取り調べを受けた際に、市之丞が差し出した口述内容の請書である。9-1②は、市之丞が金沢を発足し、郷里鹿磯村に向かった旨を十村馬場村八左衛門が鹿磯村に伝えたものである。

この内、6 は、これまで多くの書に収録され、その内容から実際の漂流生活がどのようなものであったか、どのようにして脱出したのかを再現する基本史

料として使用されてきたが、それ以外のものは、ここで新しく紹介するものである。

これらの文書を時間の経過にしたがって配列し直すと、6 ↓ 7 ↓ 8 ↓ 1 ↓ 2 ↓ 3 ↓ 4 ↓ 5 ↓ 9 の順になる。これらの文書にしたがって、市之丞が郷里に帰還するまでの経過を再現し、その過程でどのような問題や特徴が見られたのかを検討することが、この一連の作業の基本課題である。しかし、本稿は、すでに予定の分量を遙かに超えており、この課題は他日に期すことにしたい。

最後に、佃和雄氏は、その著書において、この一件を取り上げた部分の末尾に、寛政九年十二月二十日付、能州郡奉行宛の口書（現代語訳）を載せ、老母が再会を大変喜んだこと、妻子は八年前に病死したことを記しておられる。そして、それと並べて、本稿で紹介した留帳の写真を掲載しておられるが、この留帳には寛政九年十二月二十日付の文書は収録されていない（目録参照）。とすれば、この文書は、佃和雄氏が独自に見出され、筆者がまだ把握していない文書なのであろう。ただ、それにしても、村役人が報告した、老母は死亡、妻子は存命、という内容と逆になっている点が気になるのである。この点について、今後この口書の調査を行い、確認したいと考えている。

以上、若干の解説を行った。以下の史料翻刻文では、常用漢字を用い、合字や助字はそのまま表記し、助字は文字を小さくして表記した。翻刻には誤りなきを期したが、それでも誤りがあるかもしれない。それはすべて筆者の古文書解読力の未熟さに起因するものである。また、この留帳は、北国新聞文化センタ―古文書教室のテキストとして使用したものである。教室では、受講者の方々の真摯で熱心な解説作業に多く教えられ、この翻刻文ができていることを記しておきたい。

なお、この留帳の写真の焼き付けに、石川県立図書館鷺沢淑子氏の御世話を戴いた。末筆ではあるが、記して謝意を表したい。

史料本文

(表紙)

寛政九丁巳年十一月日 諸岡友右衛門元組才許
伊藤八左衛門

鳳至郡鹿磯村市之丞天明七末年大坂北堀江龜次郎沖船頭儀
三郎船水主二被相雇、奥州荒浜 御城米積請二相向、沖合
二而遭難風、無人島江漂着、此島二而十ヶ年罷有、十一年
目寛政九巳年九月江戸表江着船、同年十一月帰存始終口書
等留帳

1 御郡御奉行神保縫殿右衛門殿書左衛門殿と御紙面

加州石川郡 大野村 長兵衛
能州鳳至郡 鹿磯村 市之丞

右之者共船乗稼いたし候二付、天明七年十一月奥州荒浜 御城米御雇船二乗下
り候処、沖合二而難風二逢無人島江漂着、当六月彼島出帆青ヶ島江着、夫八
丈島御船二而江戸表江送り届、九月廿二日着船いたし、御勘定奉行根岸肥前守
殿二而御吟味相済、廻船問屋江相渡候二付、右問屋村沢善三郎以奥書御蔵本岸
本太兵衛迄指出候由二而、会所奉行と紙面相添津田修理江相達候、市之丞義者
老母等存命二候ハ、対面仕度旨相歎候由二付、兩人共割場足輕小者之内交代先
之者二而茂相添、会所奉行と各迄紙面を指添相返可申旨修理と申来候条、被得
其意、市之丞等右村之者二相違無之哉、猶更相札可申聞候事

巳十一月

右之通候条、得其意、村方相札、急速可申聞候、以上

神保縫殿右衛門

走出元組才許

馬場村

八左衛門

2 奥郡番代大谷屋清蔵覚書

口達之覚

鳳至郡鹿磯村市之丞与申者之由二而、天明七年之頃船乗稼仕罷有候所、逢難風
二無人島江被吹落居申内、其後又候被吹落候船有之、小細工仕候者有之、小船
様之もの老艘造り立、此舟江不残乗移、当六月之頃八丈ヶ島江漂着仕候処、八
丈島二而様子被相札、江戸表江御達二相成候処、拾四人共江戸御役所表江御召
出之上、表向国々江被仰遣候而ハ甚御難題之筋二付、江戸廻船問屋村沢善三郎
方江御引渡二相成、善三郎と夫々通達仕可指遣様被仰渡候由二而、右市之丞と
鹿磯村肝煎方江之紙面村沢善三郎請取参り候由二而、江戸飛脚所山崎屋嘉右衛
門・蔵屋弥助与申者昨三口郡番代与四兵衛方江罷越申聞候旨二而、与四兵衛
と唯今承申越、如斯二御座候、則市之丞鹿磯村肝煎方江指越候紙面上之申候事

巳十一月四日

奥郡番代
清蔵

3 番代方清蔵方と書状

鳳至郡鹿磯村市之丞与申者、船乗稼致候所、天明七年逢難風被吹落、無人島江
漂着仕、乗合之者共等存名二罷在、当六月之頃八丈ヶ島江漂着仕候二付、江戸表
江御達二相成、御札之上廻船問屋江御引渡之由二而、右市之丞と鹿磯村肝煎方
江之紙面江戸三度受取参候由二而、昨日口郡番代方江指越候由、則今日御役所
二而与四兵衛承り、右紙面相渡候二付、早速御郡所江申上候処、右江戸三度申
由之趣覚書指出候様被仰渡、別紙之通相調上申候処、市之丞紙面御披見被遊候
内御所と御奉行様方御用之旨申来御越被遊候処、是又右市之丞義鹿磯村之者二
相違有之間敷候得共、猶更村方相札早速御答被仰上候様可申遣旨被仰渡候、且

又市之丞儀御入紙面之通近々割場足輕小者之内交代先之人御指添御指下シ之旨
 二御座候、然者請取人当地迄親類之内就為御登可被遊ニ而可有御座与奉存候、
 此義被仰渡ハ無御座候得共、為御心得申上候、右申上度飛脚を以如此御座候、
 以上

十一月四日

番代

清藏

伊藤八左衛門様

4 当分才許馬場村八左衛門御郡御奉行所江指上申書付

走出村友右衛門元組鹿磯村市之丞与申者、船乗稼いたし、天明七年奥州荒浜
 御城米御雇船ニ乗下り候处、沖合ニ遭難風無人島江漂着、夫段々江戸表江御
 送り届、当九月致着船、御吟味方相濟候处、老母存命ニ候ハ、対面仕度旨相歎
 申ニ付、御割場足輕小者之内交代先之者御指添御返可被下候間、市之丞義鹿磯
 村之者ニ相違無之候哉村方相札可申上旨御紙面を以被仰渡之趣奉得其意候、村
 役人手前相尋候处、鹿磯村之者ニ相違無御座候、依而為迎一門之内金沢表江罷
 登申度旨申聞候ニ付、為指登申候、則村役人取立申紙面、左ニ繼添上之申候、
 以上

已十一月七日

走出村友右衛門元組才許

馬場村

八左衛門

神保縫殿右衛門殿

梅喜左衛門殿

5 鹿磯村役人書付

鳳至郡鹿磯村

市之丞

右之者船乗稼いたし、天明七年奥州荒浜 御城米御雇船ニ乗下り候处、沖合ニ

遭難風無人島江漂着、当六月彼島出帆青ケ島江着、夫八丈島御舟ニ而江戸表
 江御送り届、九月廿二日着船致、御吟味方相濟候上、老母等存命ニ候ハ、対面
 仕度旨相歎申ニ付、御割場足輕小者之内御交代先之衆ニ而茂御指添御返シ可被
 下旨御郡御奉行所御紙面を以被仰下候間、私共在所之者ニ相違無之候哉、且
 老母等存命ニ候哉与御尋之趣奉得其意候、右市之丞義、拾ヶ年計以前加州粟ヶ
 崎木屋藤右衛門船水主仕候所、右船大坂ニ而囲申ニ付、夫直ニ江戸廻り船水
 主仕候旨市之丞方申越、承知仕候、然所、遭難風ニ破船仕、乗組之者共行衛
 相知不申趣承り、然者海中ニ相果候哉与奉存、其御御才許走出村友右衛門殿江
 御注進申上候義ニ而、私共在所之者ニ相違無御座候、母儀ハ八ヶ年以前ニ病死
 仕、当時妻并女子式人有之、同人妹儀者八兵衛方江嫁付居申候、今般被仰出之
 趣、一門共江為申聞、且又市之丞方私共方江書面指越候处、御公儀様御難
 題ニ罷成、御憐愍之程重々難有御儀ニ奉存候、依而為迎市之丞一門共之内金沢
 表江罷登申度旨申聞候、為其紙面を以申上候、以上

寛政九年十一月七日

鹿磯村肝煎

八左衛門

同村組合頭

長太郎

走出元組御才許

馬場村

八左衛門殿

6 八丈島御役人中江指出申口書

私共漂流無人島歸着之次第

一、私共義、奥州荒浜御城米請積として罷越候積り用意仕候处、船頭・水主東
 廻り不案内附、忠八と申者船頭ニ相雇、天明七末年十一月廿七日江戸川出帆
 仕、同廿八日相州浦賀御番所御改を請、同十二月同所出帆仕候处ニ、日和悪
 敷、翌三日三崎江入津仕、順風ニ而九十九里灘走り候处、犬ほうの鼻ニ而同

夜七ツ時頃風様相変り、北風大時氣ニ罷成、浪風荒ク西風ニ相成、船難持候ニ付、櫓を伐、乗組之者不殘髪を払、仏神江心願仕、風次第ニ相成、方角を失ひ罷有候所、夜ニ入楫を痛メ外艫被払前後之弁なく相流申候、其後ハ十方を失ひ月日も不存分候得共、凡五六十日も海上ニ罷有、水切ニ相成、天水計ニ而相凌申候、飯米之儀も江戸表ニ而白米五俵積入候間、初之内ハ相応ニ食事仕候得共、日数相嵩飯米不足ニ罷成候ニ付、粥等ニいたし、少々宛給之、東西之無弁漂流仕罷有候処、翌申ノ年二月朔日と覺島山相掛り候間、乗組之者力を得評議仕候処ニ、何国何島共相知不申候得共、右島へ寄候処、至而荒磯ニ而、漸取付候処、波風荒く其所ニ而元船舳共破船仕、漸々櫓四挺・釜老ツ・鍋老ツ・火打道具取上、乗組之人數不殘上陸仕候得共食物等一向無御座、所々相廻り候得共、人無島ニ而、可便方無御座候ニ付、無拠磯貝を拾ひ食物ニ仕罷有、尚又国地ニ而存不申島多く有之候ニ付、捕之食物ニ仕、水ハ一向無御座、天水計相用ひ申候、右島磯貝等食事ニ仕候ニハ、汐ニ而煮、或者焼鳥ニいたし食物ニ仕、二三日罷有、外食物為尋可申戸申合山上江登り候所、薄様之草高サ凡五六尺ニ生茂り、道も無之、漸々山上江登り向之磯辺見下シ候処、人形を相見候ニ付、夫を力ニ難所を漸相下り候処、目ノ色赤ク長髪之人老人、木綿縫ニ單物着し罷有候ニ付、相尋候処、驚入候舳ニ而、申聞候ハ、我等義士州鏡郡赤岡浦松屋儀七舟四人乗ニ而、此所江漂着いたし三四年罷有候内、三人病死いたし當時老人相殘罷有候、長平と申者之由申候ニ付、私共名前并漂着之始末申聞、互ニ落涙仕、島之様子逸々承り候処、無人島ニ而食物何ニも無之、魚鳥之外食物無之候間、糸麻之類少々も在之候ハ、大切ニいたし可申趣等委ク承り、夫ハ長平一同ニ罷成、都合拾貳人ニ而岩穴ニ住居仕、魚・鳥磯貝等夫食となし罷有候、其後戌年薩州志布志浦之者六人乗りニ而漂着いたし候ニ付、私共浜辺江罷出引揚、舳・道具等少々取揚候内、元船・舳も破船いたし、打揚候品取上、右六人之者岩穴江同道仕、島之様子申聞、一同ニ罷有申候、然所何角之様子左ニ申談候

一、私共漂流仕候無人島凡高サ拾七八丁、島廻り貳里程も可有之哉と相考申候、山形ヲ真ん中高ク、東西少し低、六七合目ニ中壇有り、夫ハ山三ツニ分り、北ハ南へ打返し谷式ケ所有之、凡長四五丁程も有之哉と相見江申候、其辺ニ鳥夥數居申候、北之方江穴有り差渡シ四五拾間程、深サ貳拾間程も有り、其谷茅原ニ而、其中ニ蔓ニ相成候木御座候、是ハ国方ニ而ハ豆ふしと申木ニ似たる様ニ奉存候、南之方江行詰候而右同様之穴有り、木竹同様ニ生茂り、少シ中狭ク相見へ申候、右穴ハ東之方江私共石之塚ヲ縦置、重而漂着之者も有之候ハ、力ニも相成可申と築置申候、難所を東之方江下り、右之方ニ木立有之、此木国地ニ而ハへさきと申木ニ似たる木ニ而、右之木之皮をはき、碇綱細物其外此度仕立相用ひ申候、木之高サ凡六七尺計り御座候、島廻り惣舳岩山險阻ニ有之候、凡東之方四五丁程石浜有之、夫ハ北之方ニ三丁余り石浜ニ入江之様成所有之候、其所上之方丘ニ而、此度小船打立申候、所々ニ□□之木立有之、草ハ茅・大黃ハ・竹・朝顔御座候、大黃葉を干候而たはこニ相用ひ申候、右山上ハ岩崩ニ而登り候事不相成登候儀無御座候
私共住居仕候場所ハ、西東向之岩穴三ツ有之候ニ付、拵直し又者新穴三ツ補理凡五六尺四方之場所ニ貳人三人四人位迄住居仕候、右住居候所ハ五六丁程東之方ニ而小船打立申候、此島国地ハ至而暖氣ニ御座候、食物ハ魚・鳥・磯貝・蔓菜等汐ニ而煮又者焼ニ而夫食ニ仕候得共、是も沢山ニハ無之候、捕高を以割合日々相賄ひ、水ハ出水無之、天水を海岩穴前江池を掘り貝殻ニ而しつくいを焼塗堅メ溜置候得共、早之節者度々水切難義仕候
衣類ハ暖氣之島ニ候間、單物襦半ニ而相凌、冬ニ至り寒氣之節ハ、鳥之羽ニ而蓑之如ク拵着用相凌申候
右島ニ有之候魚鳥貝類左之通り
大鳥、是ハ惣身白ク羽ニ黒キ所少々有之候、此鳥人を恐れ不申候故、岩間等へ追詰棒ニ而打殺し夫食ニ仕候、此島五月頃迄何方へ参候哉一向居不申候、近頃ハ人を恐容易ニ捕不申候、国地ニ而見馴不申候、青ケ島ニ而承り候処、

白婦与申鳥之由承り申候、右鳥ハ油を取、右穴之中ニ而燈し相用ひ申候、鶯・目白之類ハ年中居申候、雁・鴨・乙女^{（乙女）}ハ年ニ寄り相渡り申義も有之、乙女ハ年々相渡り申候、雁ハ初メ少々居申候処、外ハ相渡り候哉、又ハ島ニ出生仕候哉、近頃ハ夥數罷成、住居候処へ参り食物等を取り、一向恐れ不申、ふせき方甚難儀仕候程ニ御座候、さこ魚・鮫・赤魚等有之候、さこ魚ハ国地ニ而者見馴不申、色黒ク形を鯛ニ似、老尺式三寸五分七八寸迄有之、鮫ハ国地同様ニ而大小御座候、赤魚ハ国地之かさニ似申候、右魚類木之皮・細物之切等ニ而釣縄を拵、浮候日を見込釣上夫食ニ仕候得共、磯際至高ク荒浜ゆへ、釣魚漸ク一日ニ式三枚、能捕候節者六七枚位釣揚申候、龜ハ沢山有之候得共、捕方存不申道具も無之故、在島中漸ニ三枚捕、汐ニ而煮食事ニ仕候、貝類ハひらみ貝・したゝみ貝と申至而こまか成貝ニ有之、至而浮を見合拾ひ汐ニ而焚夫食ニ仕候

右之外魚・鳥一切見当り不申候

私共在島中右島へ漂着船并漂流舟等一切見当り不申候、先年遠州舟老艘右島江漂着候由、外ニ江戸塩丁宮本善八舟老艘元文三年正月漂着之由、右式艘共岩穴之内ニ板ニ書記有之候ニ付、船頭長八ニ為説候処、数年土ニ付有之、板腐り字性相分り不申、飛々ニ相見江候ニ付、当テ説仕候処、右之通相見江申候、其後薩州船々頭榮右衛門ニ為説候処、右同様ニも可有之哉ニ申候、右島ニ先年人住候様子ハ岩穴之内ニ鍋老つ・釜之類と相見江鉄之腐り有之候、形子儘ニハ相分り不申、外穴之内人葬り候跡ニ而、骨有之候、右之外所々相尋候得共、死骨等一向無御座候

私共乗組之内七人追々病死仕候ニ付、其節々相応之地所身立、仲間共寄合葬、墓石俗名彫附建置申候、蠅夥數有之候、食事いたし候節者、一向取付、容易ニ食事も不相成程ニ御座候、蚊夥數有之候、是ハ山蚊と申ニ而も可有之哉、国蚊ハ大キ成類ニ而、昼夜共穴之中等暫ク居候事相成不申候、外ニ居申候ニ而も、火を放し候而者住居相成不申、難儀仕候、此度私共乗組相渡り候小船

打立候義、左ニ申上候、此義三艘乗之者共數年罷在候内、追々病死之者有之、拾四人相残り、昼夜殺生而已ニ而落命^{（落命）}相助り罷有候処、日々之難難言語ニ絶し候事故、昼夜打寄相歎き候内、存付候者如斯難儀助罷在候而も、いつの世ニ国地故郷之様子承る便も無之、此通ニ而者往々命相歎尽、此島ニ而朽果候より外無之、心外之至ニ候、平日仏神へ祈願候も何とそ日本江一度相渡り、親子兄弟対面而已相願候、然処、薩州舟ニ而鋸老枚、鋸式枚、鑿三挺、斧式挺、曲かね老ツ、山刀鉋丁老ツ、やすり折レ式つ、脇指老腰揚置候間、是ハ寄木・寄鉄等拾ひ、如何様ニも小舟打立、出来候ハ、運を任天ニ此島を乗り出し、運叶仏神之御加護を以地方へ取付、親子兄弟対面いたし候ハ、誠ニ神願成就難有御事、若又運尽如何様ニ成行候共、逆も朽果候命、少も思ひ残候事無之哉と各申合候処、何れも同心一決仕候、依之種々申合候ニ得とも、第一鍛冶無之候而者、釘出来不申候、休七と申者国地ニ而隣家ニ鍛冶在之朝夕見聞候間、如何様ニもふいこニ取懸り仕立候処、可成様ニ出来仕候間、石を鉄敷ニいたし、斧等を鋸ニいたし、不足之道具釘抜き老挺・釘々老本・鑿老挺・鉄鋸老丁・鉋丁老枚・もミ鋸老本・墨坪老ツ仕立、夫ハ寄木心懸之処、鋪ニも可相成木老本寄候ニ付、天之あたへと取揚、舟打立ニ相懸り候処、是又船打立方存候物老人も無之ニ付、菰ニ而船形子を仕立、夫を手本ニいたし、長三尺程図木ニ而打立方等心見、夫ハ地所見立小船打立ニ取懸り候得共、寄木を当ニ仕立候故、別而はか取不申、三ヶ年余相懸り、漸々成就仕候処、右舟打立候場所ハ浜辺之間難所ニ而、容易ニ船難卸候間、夫ハ道普請ニ取懸り、土石之所切遠し、岩間等道を付、數日相懸り、漸々道普請出来仕候、尤人歩等夥鋪相掛り候得共、夫食等相働余手之間有之節相懸り候間、人夫高相分り不申候、右手本舟江書置相添岩穴之内へ丈夫ニ入置、此後漂着之者有之候ハ、力ニも可相成哉と在島中之様子、夫食并小船打立出帆之趣委ク書置申候、夫ハ日和見合出帆可仕と船中飯料当テ鳥之干物・魚之干物用意いたし、水樽四ツ仕立、天水を入用意相調候処、三艘乗共磁石無之、方角不相分候ニ付、

致方なく日之出以相考、西北を心当南風を相待候処、日和ニ相成候間、一統仏神を折出帆仕、追風昼八里程も走り候と覺、右島見隠し、其外島山等一切無之、夫々各方角・風様も不相分、五日夕方ニ相成島山見懸、一統力を得、右島心当走り候処、翌六日目昼四ツ時頃着船仕候処、御役人中御出會、種々御世話を以小舟浜上ケいたし、私共も無難ニ上陸仕相尋候処、青ヶ島之由承り、誠ニ歎し候余り皆々落涙仕、年月承り候処、寛政九巳年六月十三日之由被申聞候、左候得者私共無人島出帆ハ六月八日ニ御座候、夫々青ヶ島御介抱を以逗留仕罷有候処、七月八日ニ相成日和宜敷候間、出帆相願候処、水先兩人御乗被下、都合拾六人乗組七月八日朝五ツ時青ヶ島出帆いたし候処、汐風能同日八ツ半時八丈島八重根浜江着船仕候処、右之趣御役人衆中御尋被仰付、有躰之通申上候、以上

寛政九巳年八月日

松平土佐守領分

儀七船水主 長 平判

大坂北堀江龜次郎舟

沖船頭 儀三郎

水主 久 七

吉 藏

市之丞

長兵衛

清 藏

三之助

松兵衛

由 藏

松平豊後守領分

薩州志布志浦三右衛門舟

沖船頭 栄右衛門

水主 甚右衛門

7 御勘定御奉行所江指上申一札

差上申一札之事

八丈島

御役人衆中

八五郎
重次郎

菊地恒七郎

菊地佐内印

菊地佐平次印

名主 菊地秀右衛門印

一、私共義、追々無人島江漂着致、数年を経打寄候而流水を以船打立、三河口太忠様御代官所伊豆国附青ヶ島江漂着致、夫々八丈島江渡り、今般当御奉行所江御指出ニ相成、被為遂御吟味候処、長平義者天明五巳年土州赤岡浦儀七船江水主ニ被相雇、同浦源右衛門外三人乗組、領主米百石積請同国田ノ浦蔵屋鋪江相廻、同年正月晦日右米陸揚相濟、船頭儀七ハ上陸致、長平初残水主共者空船ニ而同国てい浦江相廻候積ニ同所出帆致候処、沖合ニ而難風ニ逢無人島江漂着致、人家者勿論穀類無之、魚・鳥・磯草・貝類等給罷在候内、水主源七・長六・甚平共相果、長平老人残居候処、去ル末年大坂北堀江龜次郎船沖船頭儀三郎外拾人乗組奥州荒浜江向同年十一月中空船ニ而出帆致候処、沖合ニ而難風逢無人島江漂着致、島方ニ罷在候内水主五兵衛・長八相果、去ル西年薩州志布志浦三右衛門船沖船頭栄右衛門外五人乗組、商荷物積請同年十一月中備中国玉島出帆致、沖合ニ而難風ニ逢無人島江漂着致候内、水主惣右衛門・善助ハ相果候間、長平一同島之内谷間ニ穴を堀住居、魚・鳥・貝類・磯草等を給居候得共、穀類無之、迎も助命可致様無之儀故、薩州三右衛門船乗組之者共者鋸其外細工道具を持居、其上細工方も心得罷在候間、一

同相談之上、追々流寄候木類等を以四五年相懸島内ニ而小船打建、一同乗組当六月中旬頃与覺島方出帆致、伊豆国附青ヶ島江漂着、夫より八丈島江相渡、其後江戸表江着致候義ニ而、銘々荷主有之積荷物等私欲致候義ニ而身を隠罷在、無人島江漂着之趣ニ取拵致、異宗異法等伝法請候義も無御座候、青ヶ島・八丈島江罷在候内、流人与出会書状伝言等頼請候義ハ勿論、百姓共与出会候義も無之、漂着ニ無相違、不埒之筋も無御座候間、一同無御構旨被仰渡、大坂北堀江亀次郎船水主吉藏ハ深川相川町四郎右衛門、同船沖船頭儀三郎外七人ハ大坂廻船問屋善三郎江御引渡、薩州船水主甚右衛門・八五郎・十次郎ハ柴右衛門引請候ニ付、長平一同夫々領主江御引渡被遊候旨被仰渡、一同承知奉畏候、依而御請証文差上申所如件

寛政九巳年十月十七日

松平土佐守領分

儀七船水主

長平判

大坂北堀江亀次郎舟

沖船頭

儀三郎判

水主

尚七同

吉藏同

市之丞同

長兵衛同

清藏同

三之助同

松兵衛同

由藏同

松平豊後守領分

薩州志布志浦三右衛門舟

沖船頭

柴右衛門判

水主

甚右衛門同

八五郎同

前書被仰渡御趣、私共義茂一同罷出奉承知候、吉藏ハ四郎右衛門江、儀三郎外七人者善三郎江御引渡被遊候旨被仰渡、是又承知奉畏候、依之奥書印形指上申候、以上

重次郎 同

深川相川町四郎右衛門

代 定五郎

大河端町善三郎

代 平藏

三河口太忠御代官所

伊豆国附八丈島

年寄 勘平

鉄砲洲十軒町庄次郎

代

8 御国屋敷江指上申願書

① 乍恐以書付御願申上候

一、私共義、御領分出生之者ニ而、船乗稼仕候处、去ル天明七末年十一月中御当地ハ奥州江向ケ出帆乗下ケ候、沖合ニ而難風ニ縫無人島江漂着仕、十一年目ニ而節八丈島御用船ハ御当地江送り届ニ相成、当九月廿二日着船仕候上、御勘定御奉行根岸肥前守様江被召出御吟味相濟候上、当月十七日廻船問屋村沢善三郎方江御引渡ニ相成申候、依之御願申上候、市之丞義者在所ニ老母御座候得者、早々帰国面談仕度、長兵衛義者此節不快ニ罷在、国元ニ兩親も無御座候故、保養仕候上、来春迄御当地ニ而奉公稼仕、暖氣ニ相成候而帰国仕度奉存候、兩人共右之通拾一ケ年も国元江音信不通ニ而罷有候得者、不斗罷帰村方役人中不審を請候義も難計不安心ニ奉存候間、御当地ニ而此段御届奉申上候、委細者別紙書付奉差上候、乍恐右之段御聞置被成下候様奉願上候、以上

寛政九巳年十月廿三日

加州石川郡大野村

御役人中様

能州ふきし郡鹿磯村

市之丞 印

長兵衛 印

前文兩人と申上候通、此度漂着之始末根岸肥前守様御奉行所ニ而御吟味相濟、無御構旨被仰渡、私方江御引渡ニ相成候義相違無御座候、依之奥書印形仕差上申候、以上

廻船問屋

村沢善三郎 印

② 口上覚

一、私共義、御領分出生、長兵衛義者加州石河郡大野村出生ニ而、船乗稼渡世仕候、市之丞義者能州ふきし郡鹿磯村出生ニ而、壯年と粟崎木屋藤右衛門方廻船江乗組相稼渡世仕候處、藤右衛門方廻船渡海指控候ニ付他国廻船相稼候様ニ相成、兩人共去ル天明七末年大坂ニ而同所備前屋儀三郎船江被相雇乗組候而、越後国江罷下り、江戸廻り御城米積請、同年九月中江戸着御藏納相濟候後、右船御当地ニ而奥州荒浜御城米御雇船ニ相成、同年十一月下旬空船ニ而御当地出帆、同廿八日浦賀御番所御改請、日和見合同年十二月二日同所出版仕候處、大吹ケ鼻与申所ニ而難風ニ縫候而、楫外艫等痛メ、乗渡候義難相成、無是非柱を切六十日程沖合ニ漂流仕候處、翌年二月初日頃と覺島山見掛ケ候ニ付、早速伝馬船ニ而乗組拾一人共一同右島江乗着陸江上り、段々島之様子等見渡候得共、人家様之ものも相見江不申候ニ付、磯貝等取候而食物ニ仕、一兩日も相立候而險阻之山を越見廻り候處、谷間二人間様之者老人相見候ニ付、間近ク相成言葉懸候處、相答人間ニ相違無御座候ニ付、其所江参り面談仕候處、土州船四人乗ニ而三年前ニ此島江漂着、三人ハ追々死失、老人相残り居候由物語承り、猶島之様子等聞合候處、無人島ニ而、穀物等一

切無之、魚・鳥・磯貝等取候而食物ニいたし助命候由、冬分者右食事ニ致候大鳥之羽を以着用ニ致相凌候旨、尤国方ハ暖氣ニ而、寒中逆も国方之九月頃之時候ニ覺候趣申聞候、其後拾一人乗組之内式人此島ニ而病死、九人相残り申候、猶また私共漂着仕候後三年程相立候而薩州舟六人乗ニ而此島江漂着仕、此内式人ハ追々島ニ而病死仕候ニ付、生残り候者土佐老人、薩摩四人、私共九人、都合拾四人一同ニ相成、魚・鳥・磯貝等給候而助命罷在候得共、穀類無之候得者、追々自滅を待而已ニ而、無頼身之上色々相談之上一決仕候者、薩摩船ハ細工道具等少々取上置候ニ付、追々流寄候破船之板・木類等を拾ひ上候而、小船形之もの打建、一同乗出シ、海上ニ而変死候共船乗之本望、万一人住島江流寄候得者、再日本之地ニ歸り候義も可有之与一同決談仕、尤要用之道具不足之品も有之、其分ハ右拾四人之内鍛冶屋之隣家ニ數年住居候者有之、此者大勢見聞覺居候而、流木を以ふいこを拵え、古釘等ニ而不足之道具等を拵え、可なり二間を合、彼是と三四年相懸り、漸六尋計之小船一艘成就候ニ付、銘々着候破れ衣類を以繼合帆ニ仕候而、当六月中旬頃と覺右島乗出し、六日目ニ青ヶ島と申所江乗着陸江上り候處、此所江八丈島と仕送りを請候而九人居合候ニ付、面談之上年月等相尋候處、寛政九巳年六月十三日之由、左候得者無人島乗出候ハ六月八日ニ而有之候、夫ハ私共漂着之様子承届、右九人之内式人為案内私共乗参り候小船江乗組、七月八日同所乗出シ、同日八半頃八丈島江着船上陸仕候處、島役人中罷出、旅宿等世話いたし介抱致呉候而、是迄之始末承札口書取之候而、私共乗参り候小船者右島江預り置、同九月四日八丈島御用船ハ島方役人差添江戸送りニ相成、同廿二日当着仕候ニ付、御勘定御奉行根岸肥前守様江一同被召出、漂着之始末段々御吟味被成下、一同漂着ニ無違候ニ付、無御構旨被仰渡、土佐舟之者老人、薩摩船之者四人御領主江御引渡被成下候様御願申上候得共、私共九人者御領主様江御引渡御願申上候義奉恐入候ニ付、一先町方江引取候上、銘々御領主様江御届申上度奉存候ニ付、当地廻船問屋村沢善三郎方江御引渡御願申上候處、当月十

七日願之通夫々御引渡二相成、私共九人ハ善三郎方江引取申候、右御吟味
中御奉行所拾四人江木綿島布子老、同帯老筋つゝ被下置、當時着用寒冷相
違申候

巳十月廿三日

長兵衛印
市之丞印

③

能州鳳至郡
鹿磯村
市之丞

右市之丞義、船乗稼致候所、天明七年他国廻船二乗渡、御当地同年十一月奥
州荒浜 御城米御雇船二被相雇出帆乗下り候、然処、沖合二而難風逢無人島江
致漂着、十一年目二而青ヶ島と申所江戻り、当九月下旬八丈島御用船此表江
送り届、御勘定奉行根岸肥前守殿江被召出、漂着等之始末御吟味相濟候上、無
御構者二付御当地廻船問屋江御引渡被成候故、岸本太兵衛方迄廻船問屋右之
趣相断、市之丞義御国江罷帰度旨願紙面廻船問屋奥書を以太兵衛方迄指越候旨
二而、同人ハ会所迄相達候二付、猶更委曲相糺候之上、夫々御序江御達申候処、
早速右太兵衛方江為引取候様被仰渡、則前月晦日同人江引取置、足輕・小者
交代先之者江為致同道、明三日発足相返候様津田修理殿被仰渡候、依而詮儀之
上道中入用金并着類等無之者故、右為諸入用金五兩被下候様御達申候処、右金
高被下之相渡、足輕森川弥三次。割場小者喜左衛門同道申渡、明三日発足指遣
候条、途中無異饑渴着之段御申越可被成候、右之趣得御意、如斯二御座候、以
上

十一月二日

佐藤八郎左衛門

神保縫殿右衛門様
梅喜左衛門様

追而右漂着等之始末、委細ハ此表御序江御達申候間、定而其表江可被仰渡

と存候、以上

9 金沢表二而御郡御奉行所江御取立之口書

①私義、船乗稼致候処、天明七年十一月難風二吹被落無人島江漂着致、当六月
無人島ハ青ヶ島江漂着、青ヶ島ハ八丈島江相渡り、八丈島ハ御用船二而被送
江戸表二而御吟味之様子等、委細可申上旨被仰渡、奉畏候

一、私義、船乗稼仕、加州粟ヶ崎木屋藤右衛門船水主二被雇罷有候処、藤右衛
門義船商売御指留二相成、外稼方も無御座候二付、大坂表二而北堀江亀次郎
沖船頭儀三郎船水主二罷成、船頭水主共拾老人乗組奥州荒浜 御城米為積請、
天明七年十一月廿七日米五俵為糧米積入、江戸川口出帆仕、同廿八日相
浦賀御番所御改を請、同十二月三日同所出帆仕候処、日和悪敷同八日夜七ツ
時頃大北風二罷成、波風荒ク御座候内、西風二吹替り、元船危橋を切任風二
漂居申内、方角を取失罷有候処、夜二入構を痛メ、前後無弁十方二暮、凡五
六十日計茂沖合二漂流仕、其内糧米乏敷罷成候二付、粥等二致給続居申内、
翌申年二月朔日頃と覚、小サキ島相見江候二付、乗組之者共力を得、元船乗
捨解二乗移、段々漕付乗組拾老人共無異変漸助揚候、尤荒磯二而解者其節破
損仕候、然処無人島二而、食物茂無御座候二付、海藻。貝類を取給居申候、
四五日相立島之内見廻候処、遙か二人形子相見江申二付、近寄相尋候得者、
土州鏡郡赤岡浦松屋義七船四人乗二而、三四年以前此島江漂着致候処、三人
病死仕、當時相残り候水主長平与申者之由申聞候二付、私共名前且漂着之様
子等申入、互二落涙仕、島之艸逸々相尋、夫ハ一集二罷成、島之内岩窟を設
ケ風雨相渡、給物ハ右海藻或ハ魚。鳥を取食物二仕候、然処其後戊ノ年薩州
志布志浦之者六人乗二而漂着仕候二付、私共助揚、是又一集二罷在申候、薩
州船乗組之内式人病死仕、當時榮右衛門。甚右衛門。八五郎。重次郎ハ四人、
私共乗組之内式人病死仕、當時船頭義三郎。水主久七。吉蔵。清蔵。三之助
。松兵衛。由蔵。長兵衛。私ハ九人、外先達而右島二居申土州儀七船水主長

平共都合拾四人ニ罷成申候、所全此儘相果申茂残念ニ奉存、何れも示談仕、右薩州船漂着之節取揚置候のみ・かな・鋸・斧・脇刺等所持仕候ニ付、是を以寄木等拾ひ集、四年目ニ而漸幅六尺・長六尋計之小舟一艘造立、此舟江右拾四人共乗移候得共、方角相分り不申ニ付、日之出之様子を考西北と覺候方江船乗出、夜中八月星行方を考、六日目ニ而青ヶ島と申処江漂着仕候処、折節八丈島之者ニ而相渡り居申候九人罷有候ニ付、右之次第申入候処、介抱致呉、則此島ハ青ヶ島与申由、年月之義も相尋候得ハ寛政九年六月十三日与申聞候、然者無人島出申ハ六月八日与奉存候、右青ヶ島ニ七月七日迄居留、同八日青ヶ島ニ居申者之内兩人為案内乗組、青ヶ島出帆仕、同日之内八丈島江着船仕、御役人中江御断有之ニ付、私共被召出漂流之様子御尋ニ付、委細別冊覺書之通申上候処、九月四日八丈島御用船ニ御送被下、同廿二日江戸表江着船仕、同廿三日島御代官三河口太忠様江御訴有之由ニ而、私共被召出、則別冊帳面之表を以御尋ニ付、委細申上候処、御札相濟候上、御賄酒等被仰付、外二木綿わた入袴・帶・襦袢 御公義様被為下候旨ニ而御渡、難有頂戴仕、只今以着用仕罷有候、尤九月廿三日十月十七日迄三河口太忠様附間屋鉄砲洲十間町伊勢屋長次郎方ニ罷有申内、御勘定御奉行根岸肥前守様江被召出、是又別冊帳面之表を以御尋ニ付、夫々漂着之始末申上候処、敢而御疑之義も無御座、其段別冊之通請書御取立、十月十七日廻船問屋村沢善三郎方江御引渡ニ而、同廿三日迄船頭儀三郎与一集二罷在申候、依而廿三日迄之賄い方等ハ義三郎引請申ニ付、私共食着不仕様ニ而、義三郎申聞候、同廿四日廿九日迄ハ私自分ニ相成候ニ付、此分者岸本太兵衛殿被引請候旨被申聞候、同晦日当月三日朝迄岸本太兵衛方江被連越居申候処、此方様御屋鋪御会所江被召出、一往御尋相濟候上、為路用并衣服料金子五兩被為下之、御足輕森川弥三次殿等御兩人御指添三日朝江戸表出立仕罷登申候、尤私共行歩茂不叶ニ而、道中墓取不申、漸今日御当地江着仕申義ニ御座候

一、右漂着之始末申上候処、漂流之趣ニ申立、乗組申談、若異国江罷越可申了

簡ニ而者無之哉与御尋ニ御座候得共、左様之心得ニ而者尤無御座、被吹落申儀ハ相違無御座候

已十一月廿日

鳳至郡鹿磯村

市之丞

能州御郡

御奉行所

②

鹿磯村

市之丞

右之者義、先達而委細申談候通江戸表御吟味方相濟、公義ハ木綿わた入袴・帶・襦袢被為下、暨此方様ハ為路用衣服料金子五兩拜領被為仰付、当三日江戸表出立、割場足輕老人・小者老人御指添ニ而罷登候処、同廿日金沢表江致着、夫々御吟味方相濟、且御郡御奉行所ハ鳥目式貫文被下、重々難有仕合ニ候、幸劍地村役人罷登合居申ニ付、為致同道、今廿二日金沢表出立申付候間、左様可被相心得候、以上

已十一月廿二日

走出元組才許

在金沢馬場村

八左衛門

鹿磯村肝煎

八左衛門殿

同村組合頭

長太郎殿

追而右之趣走出役所江各ハ可被相達候、以上

(了)

(二〇〇三・一一・二一受理)